

京都市告示第576号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年1月31日

京都市長 門川 大作

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和6年3月11日（月）及び令和6年3月25日（月）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）